

児童発達支援センターと市担当課との連携体制について

【子育て支援課】

- ・子ども広場、子育てふれあい広場で相談があった場合、保護者の同意を得て、児童発達支援センターにつなげる。
- ・学童クラブにおける支援のために、保護者の同意を得て、必要に応じて学校・教育相談室と情報共有・情報交換を行う。

【家庭支援担当】

- ・子ども家庭支援センターにおいて、子育ての悩みの中で発達が気になった場合、保護者の同意を得て、情報交換を行うとともに、相互に紹介を行う。
- ・要保護児童対策協議会への参加（家庭支援担当）

【保育課、保育指導担当】

- ・保育園、幼稚園等で発達が気になる子どもがいた場合、保護者の同意を得て、児童発達支援センターにつなげる。

【障がい者支援課】

- ・保護者の同意を得て、学校生活支援シート等の活用により、情報共有・情報交換を行う。
- ・就労や地域での生活のために、障がい福祉サービスの利用等について、障がい者支援課と連携し、情報共有・情報交換を行う。
- ・地域自立支援協議会への参加
- ・子どもの発達を支援する連絡会への参加

【健康推進課】

- ・1歳6か月児、3歳児健診、乳幼児心理発達相談等で発達が気になる子どもがいた場合に、保護者の同意を得て、情報交換を行うとともに、紹介を行う。

【教育委員会】

- ・小学校に就学する際、発達が気になる場合、保護者に寄り添いながら、就学相談室と連携し、小学校入学に向けて支援する。
- ・小学校入学にあたり、気になること、支援してほしいことをつなげるこげら就学支援シートの提出にあたり、支援のポイントを記載するなど、学校と情報共有・情報交換を行う。
- ・学校生活の支援のために、保護者の同意を得て、必要に応じて学校・教育相談室・あゆみ教室と情報共有・情報交換を行う。
- ・特別支援教育関係会議への参加